

管 理 組 合 の 皆 様 へ

＜平成 29 年就業構造基本調査の実施に当たり、御協力いただきたい事項＞

総務省統計局
都道府県・市区町村

10 月の調査実施に先立ち、調査員が、8 月下旬から、調査対象となる地域の確認にまいります。この際、調査地域の各住戸及び世帯の居住状況を把握するとともに、リーフレット（調査のお知らせ）を配布の上、調査への協力を依頼します。

さらに、調査をお願いする世帯には、調査書類をお配りするため、9 月下旬に改めて調査員が伺います。

円滑な調査の実施に向けて、以下の内容につきまして皆様の御協力をお願いします。

○ 空き室状況を御提供いただくこと

調査員は、貴マンションの各住戸を訪問し、調査票を直接配布しますので、世帯の方と面接できず、各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住居（空き室）であっても、何回か訪問させていただくことになります。総務省統計局が行う過去の調査では、このことがかえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われることがありました。

そこで、このようなことがないよう、あらかじめ、又は調査実施段階で、地方公共団体や調査員等が、空き室状況の提供について、管理員の方や貴マンションの管理会社（支店・営業所）に依頼させていただきますので、御協力いただきますようお願いします。

- ※ これは、統計法第 30 条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしの情報提供が認められています。
- ※ 調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らしたりすることは絶対にありません。

○ 貴マンション内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと

貴マンションにお住まいの方々から、就業構造基本調査の趣旨とその実施への御理解を得るために、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。

○ オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動に御協力いただくこと

オートロックマンションでは、調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問しております。総務省統計局が行う過去の調査では、各住戸と共に玄関との往復を繰り返していたところ、かえって管理員の方や居住者の皆様に不審に思われることがありました。

そこで、このようなことがないよう、共用玄関のインターホン等で各住戸と個別に連絡を取る代わりに、調査員が各住戸を訪問する日時（複数日）を事前に連絡させていただく場合がありますので、訪問当日は、各住戸を連続して訪問させていただきますよう御協力をお願いします。

- ※ 本件に関するお問合せは、下記問合せ先へお願ひいたします。

【問合せ先】

総務省統計局 労働力人口統計室
担当：野上、内藤、坂井
Tel : 03-5273-1190 Fax: 03-5273-1184
Email:L-kikaku2@soumu.go.jp



調査はこのような流れで行われます

調査員が全国の約52万世帯に調査票の記入のお願いに伺います。

インターネットか、紙の調査票か、回答方法を選択いただけます。

調査員が調査票の回収に伺います。



紙の調査票で回答する場合



インターネットで回答する場合



集計結果はインターネットで公表されるほか、テレビ・新聞などでも発表されます。

調査票に記入された内容は、厳重な情報管理体制のもと、コンピューターで集計されます。

インターネットで回答する場合



紙の調査票で回答する場合



集められた調査票は、市区町村へ提出された後、都道府県へ送られ、最終的に総務省統計局へ送られます。



個人情報は厳重に保護されます



調査票の保護



暗号化通信



守秘義務

就業構造基本調査により集められた調査票の記入内容は、統計法によって厳重に保護されています。

インターネット上のデータの送受信は、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、SSL/TLSによる暗号化通信を行っています。

調査に従事する者(調査員、地方公共団体の職員など)には、統計法により厳格な守秘義務が課せられており、守秘義務違反があった場合の罰則も定められています。

平成29年10月1日現在で
就業構造基本調査を実施します！



平成29年 就業構造 基本調査

働く人の明日をつくる。

就業構造を把握し、みんなの未来に役立てます。

調査員が伺いましたら、ご回答をお願いします。

統計法に基づき5年ごとに実施する国の重要な統計調査です

この調査は、国が実施する統計調査のうち、統計法により特に重要なものとされる「基幹統計調査」です。統計法では、基幹統計調査の対象となられた方には報告の義務を、また、調査を実施する関係者には、調査によって知ったことを他に漏らしてはならない義務を規定しています。さらに、これらに反したときには罰則が定められています。なお、調査への回答内容を統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。



総務省統計局
都道府県・市区町村



総務省統計局
都道府県・市区町村

就業構造基本調査に関するくわしい情報はこちら <http://www.stat.go.jp/>



就業構造基本調査はこんな調査です

調査の目的は?



正規・非正規雇用者の就業状況の違い、高齢層・若年層の就業状況、育児・介護と就業の関係などについて、全国、地域別に明らかにすることです。

調査の対象は?



統計理論に基づく方法によって全国から無作為に選ばれた約52万世帯(15歳以上の世帯員約108万人)です。

調査事項は?

1 すべての
人について

男女の別、出生の年月、
教育の状況、育児・介護の
有無など

次のような事柄について調査します。

2 ふだん仕事を
している人について

雇用契約期間、仕事内容、
1週間あたりの就業時間、
現職に就いた理由など

3 ふだん仕事を
していない人について

就業希望の有無、
希望する職種、
求職活動の有無など



調査結果はどなたでも利用できます

平成30年7月以降順次、統計局ホームページへの掲載や報告書の刊行などにより公表します。

総務省統計局のホームページ

<http://www.stat.go.jp/>

政府統計の総合窓口「e-Stat」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>



インターネットで

利用できる場所
総務省統計図書館
国立国会図書館及び各支部
など

統計局が
刊行する
報告書で



テレビ／新聞



調査の結果はこのように利用されています

「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)など国の基本的な方針決定の基礎資料としての活用をはじめ、地方公共団体における雇用対策などの各種施策に活用されています。

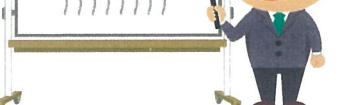
雇用に関する各種施策の企画・立案



職業能力の開発、人材の育成

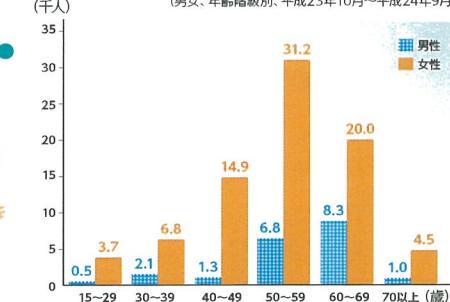


育児、介護・看護と就業の両立支援



例えば

介護・看護を理由とする離職者数
(男女、年齢階級別、平成23年10月～平成24年9月)



介護のために離職する人は
年間10万人を超える

就業構造基本調査の結果から、介護のために離職する人は年間10万人を超えることが分かりました。このような背景から、誰もが活躍できる、全員参加型の社会を実現するための計画である「ニッポン一億総活躍プラン」では、「介護離職ゼロ」を目標に掲げています。

30～34歳の女性有業率が 10年で約10ポイント上昇

女性の有業率(平成24年)を10年前と比べると、特に「30～34歳」が11.4ポイント上昇し、いわゆるM字型カーブの底が浅くなっていることが分かります。女性の有業率やM字型カーブの変化は、女性の活躍推進に関する重要な指標の一つとして注目を集めています。

女性の有業率の推移(年齢階級別、平成14年・24年)

